

被保険者の 異動手続は 14日以内に

組合員は、自分の世帯に異動(家族の加入・喪失・住所変更等)があったときは、必ず14日以内に所属の支部へ届出をしていただきますよう、お願いします。届出が遅れると、保険料をさかのぼって支払っていただくこともありますので、ご注意ください。

なお、下表の☆の手続では、①組合員と異動する方の個人番号の記入、②①で個人番号を記入した方の番号確認書類(通知カードなど)、③手続される方の身元確認書類(運転免許証など)が必要です。

※番号確認・身元確認書類は国保組合ホームページで確認するか、支部または
国保組合・資格課(03-5348-2988)までお問い合わせください。

注意：住民票等は証明日より3カ月以内に国保組合が受付したものに限りです。



届出が必要なとき (☆=個人番号が必要なもの)	届出内容と必要なもの	届出が必要なとき (☆=個人番号が必要なもの)	届出内容と必要なもの
家族が増えたとき (☆)	結婚、出産、退職などにより、国保組合に加入する家族が増えたときは、保険証と健診受診券(19歳以上の家族)を交付します。	氏名が変わったとき (☆)	結婚などで氏名が変わったときには、新しい保険証に変更します。
	●世帯全員の住民票 ●国保組合に加入する前に入っていた国民健康保険の保険証のコピーまたは健康保険(社保)の資格喪失証明書 ●印かん ※70歳から74歳の方がいる場合は「住民税課税(非課税)証明書」等の所得を確認できる書類も必要です。		●対象となる方の国保組合の保険証 ●戸籍謄本 ●印かん ※組合員の氏名が変わるときは、世帯内で国保組合に加入している方全員の保険証が必要です。
家族が減ったとき (☆)	就職、死亡、世帯分離などで家族が減ったときは、国保組合に保険証を返します。	子どもが遠方の学校へ入学して住民票を移したとき(☆)	住民票を移しても、届出により、国保組合の保険証を使用できる場合もあります。
	●対象となる方の国保組合の保険証 ●新たに加入した職場の健康保険の保険証のコピー、住民票の除票など ●印かん		●在学証明書 ●印かん
住所が変わったとき (☆)	引越などで住所が変わったときは、新しい保険証に変更します。 都内⇄都外の移動で保険料区分が変わる場合があります。	働き方が変わったとき	職人から一人親方や事業主になったり、働き先が変わった場合は届出が必要です。保険料区分が変わる場合があります。
	●国保組合に加入している方全員の保険証 ●世帯全員の住民票 ●印かん ※都内から都外への住所変更には「事業所従事者証明書」が必要です。		●業種・職種が確認できる書類 ●印かん
		法人事業所を 設立するとき ※事前に支部へ ご相談ください。	ひきつづき国保に加入するために、適用除外承認の手続が必要です。 ●健康保険適用除外承認証 ●登記簿謄本(履歴事項全部証明書)など ●印かん

上記の「家族が減ったとき」「住所が変わったとき」「氏名が変わったとき」に該当し、70歳から74歳の「前期高齢者」がいる場合は「高齢受給者証」も必要になります。